

商店街活性化法 道内で申請ゼロ

商店街の活性化を支援する「地域商店街活性化法」の申請件数が、昨年8月の施行以来、道内では1件もない状態だ。申請に向けた動きが出ているが、事業の費用負担などに二の足を踏む商店街も多い。管轄する北海道経済産業局は申請を促そうとPRに躍起だ。

同法は、商店街が独自

に策定した活性化計画を申請し、経済産業省に認

ドルが低く、自治体が定める中心市街地地域外の商店街も対象となる点が特徴だ。

道外ではこれまで46の商店街が認定を受けた。大分県宇佐市や岩手県宮

装して障害者が作ったクッキーの販売店を開設するなどの計画を来年2月に申請する予定。このほか、野幌(江別)や発寒北(札幌)などの商店街も準備を進めているが、

負担に二の足／帯広では計画

定されれば、店舗建設やイベント開催などの事業にかかる費用の3分の2の補助などが受けられる。自治体との連携などが必要な「中心市街地活性化法」より認定のハ-

古市などの商店街が、空き店舗に地元産品のアンテナショップを出したり、サケのつかみ捕り大会を開いたりした。道内では帯広電信通り商店街が、空き店舗を改

申請はまだない。道内の申請がない理由について、北海道商店街振興組合連合会は「道内の商店街は道外より疲弊しているところが多いためではないか」とみる。

活性化事業は費用の補助を受けられるとはいえず、多くの商店街は残る3分の1の工面も難しい状況という。また、計画策定のノウハウやそのための人材がいないう商店街もある。

北海道経済産業局は計画策定のための人材派遣や各地での説明会を通して申請を促している。商業振興室は「計画策定の過程で商店街の課題を見直す機会にもなる。ぜひ活用を」と呼びかけている。